

廃棄物処理法改正のポイント

1 改正法の背景

廃棄物の処理及び清掃に関する法律については、これまで不適正処理対策を内容とする規制の強化が行われてきたが、巧妙かつ悪質な不適正処理が依然として後を絶たず、また、廃棄物処理に対する不信感から廃棄物処理施設の立地が進まないといった悪循環も以前として根強く残っている。一方で、廃棄物の再生利用が進んできているものの、排出抑制や焼却する際の熱回収は不十分な状況にあった。

これらの課題に対処するため、廃棄物を排出する事業者による適正な処理を確保するための対策の強化、廃棄物処理施設の維持管理対策の強化、不法投棄等に対する罰則の強化、廃棄物処理業の優良化の推進、適正な循環的利用の確保などを内容とする改正法が制定された。

2 改正法の概要

■ 廃棄物を排出する事業者等による適正な処理を確保するための対策の強化

① 排出事業者が産業廃棄物を事業所の外で保管する際の事前届出制度創設。

排出事業者は、一定の産業廃棄物を生ずる事業場の外において、自ら当該産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の保管を行おうとするときは、原則としてあらかじめ都道府県知事・政令市長に届け出なければならない。

※違反した者には、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金。

→ 保管基準違反で唯一の直罰が科されることとなる。

【届出対象となる廃棄物と保管】※環境省令で定められる予定

廃棄物：建設工事に伴い生ずる産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む。）

保管：300㎥以上の保管場所で行う保管

⇒ただし、次の場合は除外

- ・排出事業者が産業廃棄物収集運搬業の許可又は産業廃棄物処分業の許可を受けており、その許可の範囲で行う保管
- ・排出事業者が産業廃棄物処理施設の設置許可を受けており、当該施設で行う処分又は再生に当たって行う保管
- ・ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）第8条の届出を行つた場合における当該届出に係るPCB廃棄物の保管

2 建設工事に伴い生ずる廃棄物についての元請業者の処理責任一元化。

(1) 建設業では元請業者、下請業者、孫請業者等が存在し、且つ、事業形態が多層化・複雑化しており、個々の廃棄物について誰が処理責任を有するかが不明確であったことから、元請業者が廃棄物処理法上の排出事業者として責任を有するという原則が確立された。(法第21条の3第1項)



【効 果】

①建設工事に伴い生じた廃棄物については、元請業者が排出事業者として

自ら処理するか、若しくは、その運搬・処分を許可業者に委託しなければならない。

②下請業者は、廃棄物の処理、処理の委託に際しては、廃棄物処理業の許可の保有が必要。

(2) 上記の元請業者の処理責任一元化原則による効果の例外措置として、省令で定める廃棄物に限り(以下のすべてに該当する場合のみ)、下請負人が自らその運搬を行う場合に許可が不要とされる場合が認められる。(法第21条の3第3項)

→ 以下、環境省令で定められる予定の廃棄物

①建築物その他の工作物に係る維持修繕工事(新築工事若しくは増築工事又は解体工事を除く。)であってその請負代金の額が500万円以下である建設工事又は新築工事若しくは増築工事若しくは維持修繕工事の工事完成引き渡し後、それらの工事の一環として行われる軽微な修繕工事であって、請負代金相当額が500万円以下である建設工事に伴い生ずる廃棄物であること。

②特別管理廃棄物以外の廃棄物であること。

③1回に運搬する廃棄物の容積が1m³以下であることが明確な廃棄物であること。

④当該運搬の途中で積替えのための保管を行わないものであること。

⑤運搬先が元請業者の指定する保管場所又は廃棄物の処理施設であって、当該廃棄物が排出される事業場と同一の都道府県に存するものであること。

⑥下請負人が、建設工事に係る請負契約に基づき自ら運搬する廃棄物について、諸記載事項を記載した別紙を作成し、当該別紙及び請負契約の写しを携行すること。

※1m³以下と限定されていることから、内装、電気、その他小規模のリフォーム工事等が対象になるものと想定される。

(3) 下請負人による建設工事現場内の保管(法第21条の3第2項)

⇒建設工事に伴い生ずる産業廃棄物について下請負人が行う保管に関しては、当該下請負人もまた事業者とみなして、保管基準及び改善命令に係る規定が適用される。

(4) 元請業者からの委託を受けずに下請負人が行う処理委託(法第21条の3第4項)

⇒元請業者の処理責任一元化の原則に反して、元請業者の知れないところで下請業者が処理委託をした場合に、委託基準を適用し、マニフェストを交付しなければならないこととし、適正な処理委託を担保。

原則 <法第21条の3第1項>



例外 <法第21条の3第2項>
<同条 第3項>
<同条 第4項>

3 管理票(以下、「マニフェスト」という。)制度の強化。

(1) マニフェストの交付者は、交付したマニフェストの写し(いわゆるA票)を、最終処分が終了した旨が記載されたマニフェストの写し(運搬又は中間処理のみを委託した場合にあっては、当該運搬又は中間処理が終了した旨が記載されたマニフェストの写し)の送付を受けた日から5年間保存しなければならない(※これまでには、B2,D,E票の返送があるまでの保管義務であった。)。

(2) 産業廃棄物の処理受託者は、マニフェストの交付を受けずに、産業廃棄物の引渡しを受けてはならない。

(3) 上記(1)(2)に違反した者については、措置命令の対象に追加され、また、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金。

4 産業廃棄物処理困難時の産業廃棄物処理業者から委託者に対する通知制度。

(特別管理) 産業廃棄物処理業者は、現に委託を受けている産業廃棄物の収集、運搬又は処分を適正に行うことが困難となり、又は困難となるおそれがある事由が発生。

【処理困難事由】※環境省令で定められる予定

- ①故障、事故、②事業の廃止、③施設の休廻止 ④欠格要件該当 ⑤埋立終了（最終処分場の場合）、⑥行政処分（事業停止、施設使用停止、施設設置許可の許可取消処分、措置命令及び改善命令により保管量が法定の上限に達したこと等）



遅滞なく、その旨を当該委託をした者に書面により通知し、当該通知の写しを当該通知の日から環境省令で定める期間保存しなければならない。

※違反者に対して、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金



処理困難通知を受けた者は、速やかに処理状況を把握するとともに、適切な措置を講じなければならない。

5 事業者の産業廃棄物の処理状況確認努力義務を規定。

6 不適正に処理された廃棄物を発見したときの土地所有者等の通報努力義務を規定。

7 措置命令対象に、基準に適合しない収集、運搬及び保管を追加。

8 従業員等が不法投棄等を行った場合に、当該従業員等の事業主である法人に

課される量刑を3億円以下の罰金に引き上げ（※旧法では、1億円以下の罰金であった。）。

⇒注）ただし、当該規定については平成22年6月8日施行済

■ 廃棄物処理施設の維持管理対策の強化

1 廃棄物処理施設設置者に対する都道府県知事による当該施設の定期検査を義務付け

(1) 一定期間ごとに、廃棄物処理施設の施設構造基準適合性につき、都道府県知事の検査を受けなければならない。

※汚泥の焼却炉、廃油の焼却炉、廃プラスチック類の焼却炉、石綿の溶融炉、最終処分場等の許可時に告示・縦覧をする施設の設置許可を受けた者に限られる。

(2) 廃棄物処理施設の設置許可を受けた者（上記と同じ者）は、維持管理計画及び維持管理情報をインターネット等によって公表しなければならない。

2 設置許可が取り消され管理者が不在となった最終処分場の適正な維持管理を確保するため、設置許可が取り消された者又はその承継人にその維持管理を義務付けられるほか、これに基づき維持管理を行う者又は維持管理の代執行を行った都道府県知事又は市町村からの維持管理積立金の取り戻しを認めることとされる。

3 維持管理積立金を積み立てていないときは、都道府県知事は施設の設置許可を取り消すことができることとされる。

■ 廃棄物処理業の優良化の推進等

1 事業の実施に関する能力及び実績が一定の要件を満たす産業廃棄物処理業者について、許可の更新期間の特例を創設（※現行法では、産業廃棄物処理業の許可の期間は一律に5年。）。

当該申請者が優良基準に適合していると認めるときは、

産業廃棄物処理業許可の有効期間を7年とする。※政令で定められる予定

【優良評価基準】※環境省令で定められる予定

- ①過去5年間法令に基づく不利益処分を受けていないこと。
- ②5年以上の産業廃棄物処理業の実績を有すること。
- ③事業活動に係る環境配慮の取組が、ISO 14001、エコアクション21等の認証制度で認められていること。
- ④会社情報、許可内容、施設及び処理状況等の所定事項につき、申請の際直前の半年間にわたり、インターネットで公開し、かつ、所定の頻度により更新していること。
- ⑤電子マニフェストの利用が可能であること。
- ⑥過去3カ年の平均自己資本比率が10%以上であること等、財務体質の健全性に係る一定基準に適合していること。

- 2 廃棄物処理業の許可に係る欠格要件を見直し、廃棄物処理法上特に悪質な場合を除いて、許可の取消しが役員を兼務する他の業者の許可の取消しにつながらないように措置。
⇒これまで明文上、欠格要件該当性の無限連鎖が避けられなかつたため、係る連鎖を廃棄物処理法上の悪質性が重大な場合と暴力団対策法の違反の場合に限定したものである。

■ 排出抑制の徹底

- 1 多量の産業廃棄物を排出する事業者に対する産業廃棄物の減量等計画の作成・提出義務について、担保措置を創設（※現行法では、作成・提出を義務付ける規定はあるが、これを担保する規定はない。）。

■ 適正な循環的利用の確保

- 1 廃棄物を輸入することができる者として、国内において処理することにつき相当な理由があると認められる国外廃棄物の処分を産業廃棄物処分業者等に委託して行う者を追加。
⇒現行法では、輸入した廃棄物を自ら処分する者に限定して廃棄物の輸入を認めているが、改正法では、主として、途上国などで処理困難であるが我が国では処理可能な自社製品や自社工場から生じた廃棄物を対象として、自社若しくは商社等が直接輸入することが可能になる。
- 2 環境大臣の認定を受けた者が認定に係る事項を変更する場合の認定及び届出に係る規定を整備する等、環境大臣の認定に関する諸規定を整備。
(1) 変更手続きを政令から法律に引き上げ、変更手続違反を認定取消要件に追加。
(2) 大臣の報告聴取・立入検査権限を創設。

■ 焼却時の熱利用の促進

- 1 熱回収施設設置者の認定制度の創設。

- (1) 熱回収（廃棄物発電・余熱利用）施設の設置者は、環境省令で定めるところにより、一定の基準に適合していることについて、都道府県知事の認定を受けることができる。
(2) 熱回収施設の認定は、環境省令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

■ 廃石綿等の埋立処分基準

- 1 飛散性の廃石綿等に関する現在の埋立処分基準では、固型化又は二重こん包のいずれかの措置を講ずることとされているが、固型化等の措置を講じた上で二重こん包することが義務付けられる。

■ その他

- 1 産業廃棄物収集運搬業許可の合理化（※政令で定められる予定。）。

⇒産業廃棄物収集運搬業許可の合理化を図るべく、法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち、産業廃棄物収集運搬業許可に関する事務は、産業廃棄物を一の政令市の区域を越えて収集又は運搬を行う場合には、当該政令市の区域を管轄する都道府県知事が行うこととされる。ただし、産業廃棄物の収集又は運搬に伴い積替え又は保管を行う場合にあっては、従前通り、当該積替え又は保管を行おうとする区域を管轄する政令市の長が行うこととされる。

↓
すなわち、現在は、産業廃棄物の収集運搬については、積卸しを行う全ての都道府県又は政令市の許可を受けなければならないが、原則として、一の政令市を越えて収集運搬を行う場合は、都道府県の許可を受けることとされる。

↓
これまで政令市で行われていた許可に係る事務の一部が都道府県に移行されることに伴い、改正令の施行時現在において既得の指定都市の長等の許可に対する取扱い等につき、経過措置も設けられる予定である。施行後の許可に係る手続きについては、環境省HPに掲載される予定であるので、ご確認いただきたい。